

平成15年4月21日  
周南社協規程第20号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
地域福祉基金規程

(設 置)

第1条 高齢者保健福祉の増進を図るため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、周南市地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1億円とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、周南市の出資金をもって充てる。

(基金の管理運営)

第4条 基金は、銀行預金、その他最も安全かつ确实有利な方法で管理するものとする。

2 基金から生ずる運用益は、全額を第5条の事業活動の経費に充てるものとする。

(基金の運用益)

第5条 基金から生ずる運用益は、次の各号の事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 在宅福祉等の普及、向上
- (2) 健康、生きがいつくりの推進
- (3) ボランティア活動の活発化

(基金の処分の制限)

第6条 基金の原資は、取り崩しできない。

(定めなき事項の処理)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理、運営に必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。